

令和2年5月26日

学童クラブ利用児童
保護者各位

芝山町長 相川 勝重

令和2年6月1日以降の学童クラブの利用について（お知らせ）

平素より芝山町福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年5月25日に新型コロナウイルス緊急事態宣言が解除されたことに伴い、6月1日以降の学童クラブの利用条件を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

【6月1日から6月6日の期間】

下記①～③の要件を全て満たす場合に利用できます。

- ①令和2年度において「通常」で学童クラブの利用が認められていること
- ②父母、同居又は近隣に居住する親族等で児童を保育できる者がいないこと
- ③児童が1年生～3年生であること

※上記に該当しない方でも、特別な事情のある場合はご相談ください。

【6月8日以降の期間】

下記①～③の要件を全て満たす場合に利用できます。

- ①令和2年度において「通常」で学童クラブの利用が認められていること
- ②父母、同居又は近隣に居住する親族等で児童を保育できる者がいないこと
- ③児童が1年生～6年生であること

【利用上の注意】

- (1) 学童クラブでは多数の児童が閉鎖空間で共同生活をおくるという性質上、3密を避けることが非常に困難です。保護者各位におかれましては、このような状況を十分にご理解の上、家庭での保育が可能な場合には極力家庭での保育にご協力くださいますようお願いいたします。
- (2) 必ず利用希望日の前日の午後6時30分までに下記電話番号までご連絡ください。
 - ①芝山小学童クラブ 0479-77-3715
 - ②株式会社アンフィニ（担当：平山） 080-9586-9585※①に繋がらない場合は②へおかけください。
- (3) 登室予定表は、初回登室時に学童クラブより配布いたします。

【問い合わせ先】

芝山町福祉保健課子育て支援係
0479-77-3914